

平成 23 年 3 月 10 日

知的財産戦略本部 御中

知的財産戦略本部員 佐藤辰彦

知的財産推進計画 2011 の策定に向けた提言（コンテンツ強化関連）

2011 年度の知的財産推進計画の策定に向けて、以下の通り、提言します。

記

【提言】

インターネットにおいて、著作物等の利用等に関連する新たな技術及びビジネスの開発及びグローバルな展開を著作権等の保護と著作物等の利用等の調和の下で促進するとともに、グローバルな模倣品・海賊版対策を強化及び徹底する、という観点から下記の点について知財推進計画 2011 において早急に検討すべき事項として盛り込むことを提言する。

1. 「間接侵害」について

- …①まねき TV 本訴事件及びロクラク II 本訴事件各最判の射程範囲の明確化・限定化・
- ②著作権等の間接侵害の事案集積・類型化・立法化・明確化・著作権等の間接侵害の要件（特に直接侵害の要否）について検討し結論を得る

2. 「プロバイダの責任」について

- …①プロバイダの責任の制限の要件の見直し・②発信者情報の開示の要件の実質的緩和・③第三者機関の判定によるプロバイダ等の責任の制限について検討し結論を得る

3. 「スリーストライク制度」について

- …スリーストライク制度の導入、第三者機関の判定によるプロバイダ等の責任の制限について検討し結論を得る

4. 「録音録画以外の著作権等侵害コンテンツの故意の私的ダウンロードの規制」について

- …規制の拡大について検討し結論を得る。

記

第 1 「間接侵害」について

1. 提言

- (1) 文化庁において早急に著作権法の改正に向けた検討を行い結論を得るべきである。
- (2) より具体的には、まねき TV 本訴事件に係る最判平成 23 年 1 月 18 日及びロクラク II 本訴事件に係る最判平成 23 年 1 月 20 日の各射程範囲を明確化及び限定化した上で、著作権法の改正により、特に著作権法の解釈論としてのカラオケ法理及び間接侵害論に代替するものとして、著作権等の間接侵害を類型化、立法化及び明確化すべく早急

に検討し結論を得るべきである。

- (3) 上記観点から、基本的に、文化審議会著作権分科会法制問題小委員会司法救済ワーキングチーム「検討試案」(平成22年6月24日)の考え方に賛成する。但し、放送番組録画・転送サービス、楽音・動画等共有サイト、リーチサイト、ファイル共有ソフト、コンテンツ・ストレージ・サービス、コンテンツ・プラットフォーム・サービスその他のクラウド型コンテンツ・サービス等について、更に問題となる事案を集積し、上記「検討試案」における著作権等の間接侵害の各類型・要件等の当否を検証すべきである。特に、立法論として個別に独立説的に明文で規定すべき類型の存否及び少なくとも個別事案に応じて独立説的に解釈する余地を肯認することの当否について更に検討すべきである。

2. 理由

(1) 著作権等の侵害の成否の明確化等の必要性

デジタル化・ネットワーク化の進展に伴う著作物等の利用等の容易化、利用主体・利用目的・利用態様等の多様化により、特にインターネットにおいて、著作物等の利用等に関連する新たな技術及びビジネスの開発及びグローバルな展開の機会が生じている反面、模倣品・海賊版がグローバルに氾濫している。

上記状況の下、著作権法等を考慮して企業が上記技術及びビジネスの開発及び展開を自制する場合がある一方、特にインターネットにおける著作物等の利用に関与する各種のサービス・プロバイダ等の責任について、下級審裁判例等では、著作権等の間接侵害に係る明文規定を有しない著作権法の解釈論として、ジュークボックス法理¹、手足論・道具論²、カラオケ法理³、間接侵害論⁴、不作為犯論⁵等の採否が検討されてきた。

特に、近時、まねきTV本訴事件に係る最判平成23年1月18日⁶は、本件のユーザー要請の放送番組の転送サービスに係る事案において、仮処分事件及び本訴事件原審における侵害不成立の判断を覆し、「公衆の用に供されている電気通信回線への接続により入力情報を受信者からの求めに応じ自動的に送信する機能を有する装置が、当該電気通信回線に接続し、これに継続的に情報が入力されている場合には、当該装置に

¹ 大淵哲也「著作権侵害に対する救済(1)」法学教室356号143頁

² 大淵哲也「著作権侵害に対する救済(1)」法学教室356号143頁等

³ 東京地判平成12年5月16日判時1751号149頁〔スターデジオ第2事件〕、東京高判平成17年3月31日(平成16年(ホ)第446号)最高裁HP〔ファイルローグ事件〕、知財高決平成17年11月15日(平成17年(五)第10007号)最高裁HP〔録画ネット事件〕、知財高決平成18年12月22日(平成18年(五)第10009号)最高裁HP〔まねきTV仮処分事件〕、東京地判平成19年3月30日(平成18年(三)第22046号)最高裁HP〔ロクラクⅡ仮処分事件〕、東京地判平成19年5月25日判時1979号100頁〔MYUTA事件〕、大阪高判平成19年6月14日判時1991号122頁〔選撮見録事件〕、知財高判平成22年9月8日(平成21年(ホ)第10078号)最高裁HP〔ジャストオンライン事件〕等

⁴ 大阪地判平成17年10月24日判時1911号65頁(但し、大阪高判平成19年6月14日判時1991号122頁により変更)〔選撮見録事件〕

⁵ 東京高判平成17年3月3日判時1780号126頁〔2チャンネル小学館事件〕

⁶ 最判平成23年1月18日(平成21年(受)第653号)最高裁HP〔まねきTV本訴事件〕

情報を入力する者が送信の主体である」旨を判示した。

また、ロクラクⅡ本訴事件に係る最判平成23年1月20日⁷は、本件のユーザー要請の放送番組録画・転送サービスに係る事案において、仮処分事件及び本訴事件原審における侵害不成立の判断を覆し「放送番組の複製物の取得を可能にするサービスの提供者が、その管理、支配下において、アンテナで受信した放送を複製機器に入力し、当該機器に録画指示がされると放送番組の複製が自動的に行われる場合、当該サービスの提供者はその複製の主体である」旨を判示した。

他面、インターネットにおける不特定多数のユーザーによる模倣品・海賊版のグローバルかつ大量の違法利用等に対し、著作権者等は、独力で、又は各種のサービス・プロバイダ等の関与者からの情報開示に基づき、若しくは同者との協力により、著作権等の権利行使、又は警察等による取締りへの協力等を行ってきた。

上記状況では、インターネットにおける著作物等の利用等に関する各種のサービス・プロバイダ等の活動のうち、本来許容されるべき新たな技術及びビジネスの開発及びグローバルな展開に対する萎縮的効果のおそれが懸念される一方、本来許容されるべきでない単なる“ただ乗り”等に対する著作権等の権利行使、取締り等の不徹底・遅延のおそれが懸念される。インターネットにおける不特定多数のユーザーによる模倣品・海賊版のグローバルかつ大量の違法利用等に対する著作権等の権利行使、取締り等の不徹底・遅延のおそれも懸念される。

(2) まねき TV 本訴事件及びロクラクⅡ本訴事件に係る各最判の射程範囲の明確化及び限定化の検討

そこで、特にインターネットにおいて、著作物等の利用等に関連する新たな技術及びビジネスの開発及びグローバルな展開を著作権等の保護と著作物等の利用等の調和の下で促進するとともに、グローバルな模倣品・海賊版対策を強化及び徹底する、という観点から、

まねき TV 本訴事件及びロクラクⅡ本訴事件に係る上記各最判の射程範囲を、各事案及び／又は判示事項に応じて、本件のユーザー要請の放送番組の（録画・）転送サービスに係るもの等として、及び／又は、サービス・プロバイダがコンテンツを調達し、管理・支配下における複製機器又は自動公衆送信装置へ入力した場合に係るもの等として、

コンテンツ・ストレージ・サービス、コンテンツ・プラットフォーム・サービスその他のクラウド型コンテンツ・サービス等が直ちに含まれることがないよう、最高裁判所判例解説、文化審議会著作権分科会の関係委員会・ワーキングチーム等の報告書、学説等において、明確化及び限定化する方向での検討が望まれる。

(3) 著作権等の間接侵害の類型化、立法化及び明確化

その上で、文化庁において早急に著作権法の改正に向けた結論を出し、著作権法の改正により、著作権法の解釈論としてのカラオケ法理及び間接侵害論に代替するもの

⁷ 最判平成23年1月20日（平成21年（受）第788号）最高裁HP〔ロクラクⅡ本訴事件〕

として、著作権等の間接侵害を類型化し、同類型を侵害化する明文の規定を立法化し、侵害の成否の考慮要素・要件・範囲、責任の主体・内容等を明確化すべきである。

このような観点から、基本的には、文化審議会著作権分科会法制問題小委員会司法救済ワーキングチームの座長である大淵哲也教授の論文⁸から推察される同ワーキングチーム「検討試案」（平成 22 年 6 月 24 日）の考え方に賛成する。

すなわち、著作権等の間接侵害を「専用品等型」、「非専用品等型・日本版寄与侵害」及び「非専用品等型・日本版積極的誘引」に類型化し、各類型毎に直接侵害との因果性の程度・間接侵害者の主観的態様・直接侵害防止措置の採否等を考慮して侵害の成否の要件を可及的に明確に明文で規定すべきである。

但し、上記「検討試案」における著作権等の間接侵害の類型・要件等については、更に、放送番組録画・転送サービス、楽音・動画等共有サイト、リーチサイト、ファイル共有ソフト、コンテンツ・ストレージ・サービス、コンテンツ・プラットフォーム・サービスその他のクラウド型コンテンツ・サービス等に関し、裁判例において問題とされた、また今後問題とされ得る事案及びその評価を集積し、同事案及びその評価に照らして、その当否を十分に検証すべきである。

その際には、同様の事案に係る諸外国における著作権法に関連する各種の法理（オーソライゼーション法理、寄与侵害、積極的教唆・幫助、代位責任等）に基づく評価を十分に参酌すべきである。

特に、著作権等の間接侵害の成立のための直接侵害の成立の要否については、例えば、特許法 101 条所定の特許権の間接侵害の成立のための直接侵害の成立の要否に関し、裁判例⁹及び多数説¹⁰においては、独立説と従属説のいずれかを徹底することなく、個別的に直接侵害の成否の趣旨に鑑み間接侵害の成否が判断されていること等に鑑み、個別に独立説的に明文で規定すべき類型の存否及び少なくとも個別事案に応じて独立説的に解釈する余地を肯認することの当否について更に検討すべきである。

第 2 「プロバイダの責任」について

1. 提言

- (1) 総務省・文化庁等において早急にプロバイダ責任制限法・著作権法等の改正に向けた本格的な検討を開始すべきである。
- (2) より具体的には、プロバイダ責制限法の改正により、明白な著作権等侵害状態の予防・是正のために必要な合理的・効果的措置の採否を、プロバイダの責任の制限に

⁸ 大淵哲也「著作権侵害に対する救済(1)」法学教室 356 号 151 頁

⁹ 東京地判昭和 56 年 2 月 25 日無体集 13 卷 1 号 139 頁〔交換レンズ事件〕、大阪地判平成元年 4 月 24 日無体集 21 卷 1 号 279 頁〔製砂機ハンマー事件〕、大阪地判平成 12 年 10 月 24 日判タ 1081 号 241 頁〔製パン器事件〕、大阪高判平成 13 年 8 月 30 日（平成 13 年（ホ）第 240 号）最高裁 HP〔ポリオレフィン組成物事件〕

¹⁰ 松尾和子「間接侵害(2)―間接侵害行為」「裁判実務体系 9 工業所有権訴訟法」（青林書院、昭 60）270 頁、杜下弘記「間接侵害」「新・裁判実務体系知的財産関係訴訟法」（青林書院、2001）257 頁、中山信弘「特許法」（弘文堂、平 22）324-325 頁等

関する要件として、早期に立法化すべきである。

- (3) また、プロバイダ責任制限法の改正・関係ガイドラインの改訂等により、発信者情報の開示の要件を早期に実質的に緩和する検討を行うべきである。
- (4) プロバイダ責任制限法・著作権法等の改正により、著作権者等又はプロバイダの要請に基づき著作権等侵害性等を簡易迅速に判定する中立的かつ専門的な第三者機関を設置し、同機関の判定に基づく被疑侵害情報の（不）削除・発信者情報の（不）開示等に関しユーザー又は著作権者等に対する著作権者等又はプロバイダの責任を制限する仕組みを創設することの当否について早期に検討すべきである。

2. 理由

(1) プロバイダ責法制限法・著作権法等の改正の必要性

すでに述べた通り、特にインターネットにおける著作物等の利用等に関する各種のサービス・プロバイダ等の活動のうち、本来許容されるべき新たな技術及びビジネスの開発及びグローバルな展開に対する萎縮効果のおそれが懸念される一方、特にインターネットにおける不特定多数のユーザーによる模倣品・海賊版のグローバルかつ大量の違法利用等に対する著作権等の権利行使、取締り等の不徹底・遅延のおそれも懸念される。

(2) プロバイダの責任の制限の要件の見直し

そこで、特にインターネットにおいて、著作物等の利用等に関連する新たな技術及びビジネスの開発及びグローバルな展開を著作権等の保護と著作物等の利用等の調和の下で促進するとともに、グローバルな模倣品・海賊版対策を強化及び徹底する、という観点から、まず、プロバイダ責任制限法の改正により、ユーザーによる明白な著作権等侵害の状態を予防及び／又は是正するために必要な合理的及び／又は効果的な措置を採用しているかどうかを、著作権者等に対するプロバイダの損害賠償責任の制限に関する要件（いわゆるセーフハーバーのための前提条件の一つとする場合も含める）として、早期に立法化を検討すべきである。

(3) 発信者情報の開示の要件の実質的緩和

また、プロバイダ責任制限法の改正又は関係ガイドライン¹¹の改訂等により、紛争解決を著作権者等と発信者との間における直接的な交渉・法的手続き等に可及的に委ねるべく、プロバイダによる著作権者等に対する発信者情報の開示の要件又はその解釈適用の実務運用を早期に緩和する検討を行うべきである。

(4) 著作権等侵害性等に係る第三者機関の判定による著作権者等・プロバイダの責任の制限

さらに、プロバイダ責任制限法・著作権法等の改正により、

¹¹ プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会「プロバイダ責任制限法発信者情報開示関係ガイドライン」（平成19年2月）

著作権者等及び／又はプロバイダによる著作権等侵害性等の判断の負担を軽減するために、他方、通信の秘密・適正手続きの保障等が必要以上に制限されないように、著作権者等及び／又はプロバイダの要請に基づき著作権等侵害性等を判定する中立的かつ専門的な第三者による簡易迅速な判定機関を設置することの当否、

そのような機関の判定に基づき裁判外で著作権者等及び／又はプロバイダが被疑侵害情報の（不）削除・発信者情報の（不）開示等を実施した場合には、当該実施が過誤であったことが事後に裁判上判明したとしても著作権者等及び／又はプロバイダにおいてユーザー又は著作権者等に対する損害賠償等の責任の制限を受け得るような仕組みを創設することの当否、

等も検討に値しよう。

第3 「スリーストライク制度」について

1. 提言

- (1) 総務省・文化庁等において早急にプロバイダ責任制限法・著作権法等の改正の要否に関する本格的な検討を行うべきである。
- (2) より具体的には、インターネットにおいてユーザーが模倣品・海賊版の違法利用等を反復する場合に、侵害行為に用い、且つ今後とも用いるおそれがあるアカウントを一定期間使用できなくし、争いがあれば裁判所により審理判断され得るようにする、という内容のスリーストライク制度を、プロバイダ責任制限法・著作権法等の改正により、プロバイダの免責のための要件、著作権者等によるプロバイダ・侵害者に対する民事上の請求権、著作権等侵害罪の付加刑等として、早期に立法化することを検討すべきである。
- (3) プロバイダ責任制限法・著作権法等の改正により、著作権者等又はプロバイダの要請に基づき著作権等侵害性等を簡易迅速に判定する中立的かつ専門的な第三者機関を設置し、同機関の判定に基づくスリーストライク制度の（不）適用に関しユーザー又は著作権者等に対する著作権者等又はプロバイダの責任を制限する仕組みを創設することの当否について早期に検討すべきである。

2. 理由

(1) スリーストライク制度の必要性

近時、インターネットにおいては、特に模倣品・海賊版のアップロード・ダウンロード、ファイル交換その他の流通、オークション出品その他の販売の申出等がグローバルに氾濫している、といわれている。

このような状況の下、特に国内の模倣品・海賊版対策としては、一般に、①国民の啓発、②技術的手段の採用、③個別具体的な事案における取締り・権利行使の強化、④法制度改正等があり、④法制度改正に関し、知的財産推進計画2010¹²において

¹² 知的財産戦略本部「知的財産推進計画2010」（2010年5月21日）

は、「世界をリードするコンテンツのデジタル化・ネットワーク化を促進する」ために、「電子配信ビジネスの前提となる著作権侵害コンテンツを大幅に減らす」べく、「アクセスコントロール回避規制の強化」として、「法技術的観点で踏まえた具体的な制度改革案を2010年度中にまとめる」こととされ、これを受けて、産業構造審議会知的財産政策部会技術的制限手段に係る規制の在り方に関する小委員会及び文化審議会著作権分科会法制問題小委員会技術的保護手段ワーキングチームを中心に、それぞれ、不正競争防止法及び著作権法の改正が検討されてきた。

また、知的財産推進計画2010¹³においては、同様の観点から、「プロバイダによる侵害対策措置の促進」として、「プロバイダと権利者が協働し、インターネット上の侵害コンテンツに対する新たな対策措置（例えば、警告メールの転送や技術的手段を用いた検知）を図る実効的な仕組みを2010年度中に構築する。併せて、現行のプロバイダ責任制限法の検証を図った上で、実効性を担保するための制度改革の必要性について検討し、2010年度中に結論を得る」こととされ、これを受けて、利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会プロバイダ責任制限法検証ワーキンググループを中心に、プロバイダ責任制限法が検証されてきた。

もっとも、このような「アクセスコントロール回避規制の強化」策や「プロバイダによる侵害対策措置の促進」策のうち多く（ISPへの侵害防止のための技術的手段の採用の義務付け、プロバイダ責任制限法所定の侵害情報削除のための手続の見直し等）は、仮に採用したとしても、それらだけでは、上記状況に対する法制度改革による抜本的な対策としては、必ずしも十分であるとは言い難い。なぜなら、前者は、あくまでも技術的制限手段の回避に関する規制に係るものに過ぎず、インターネットにおける模倣品・海賊版のアップロード・ダウンロード、ファイル交換その他の流通、オークション出品その他の販売の申出等の行為それ自体を規制するものではなく、また、後者は、間接的ないし第二次的な関与者であるISPの義務ないし責任に係るものに過ぎず、直接的ないし第一次的な侵害者であるユーザーの義務ないし責任に係るものではないからである。

そこで、上記状況に対する法制度改革による抜本的な対策について、直接的ないし第一次的な侵害者であるユーザーによるインターネットにおける模倣品・海賊版のアップロード・ダウンロード、ファイル交換その他の流通、オークション出品その他の販売の申出等の侵害行為それ自体を規制するために、当該ユーザーに負わせるべき義務ないし責任として何が相当か、という観点から検討した場合、同様の状況の下で海外において近時検討され、成立し、又は施行されている¹⁴いわゆるスリーストライク法¹⁵は、我が国においても、一つの有効な手段になる可能性が十分にある、と考えられる。

¹³ 知的財産戦略本部「知的財産推進計画2010」（2010年5月21日）

¹⁴ 張睿暎「諸外国における著作権侵害者に対する三振アウト制導入の動き」季刊企業と法創造6巻5号164頁

¹⁵ いわゆるスリーストライク法の具体的な内容は、各国（地域）毎に多種多様である。

(2) スリーストライク制度の許容性

他方、我が国においても、いわゆるスリーストライク法は、具体的な内容の如何によつては、表現の自由、知る権利、生存権、通信の秘密、適正手続きの保障等の憲法違反の問題を生じ得る。

しかしながら、このような憲法違反の問題それ自体は、上記状況の下でのスリーストライク制度の必要性を前提とすれば、①要件として模倣品・海賊版事案に限定する、②効果として侵害行為に用い、且つ今後とも同様の侵害行為に用いるおそれがあるアカウントの一定期間の使用停止に限定する、③手続きとして関係者間に争いがあれば最終的に裁判所により審理判断され得る、等の具体的な内容の如何により、十分に回避し得るものと考えられる¹⁶。

また、このような内容のものであれば、いわゆるスリーストライク法は、現行法制度の下における権利者による侵害者に対する民事上の侵害供用物の廃棄等の請求権¹⁷とも整合するものになり得るとともに、実務上、インターネット・オークションにおける模倣品・海賊版の出品等に係る個別具体的な事案において、権利者からの要請に基づき、出品者等の侵害者が出品の用に供したID等を廃止し、又は主催者等のISPが自主的に契約約款に基づき特に悪質な出品者等の侵害者の出品の用に供したID等を停止することが散見されるようになってきたことにも整合するものになり得る。

(3) スリーストライク制度の実効性

もっとも、このような内容に留まるとすると、当該ユーザーは、当該アカウントを一定期間使用できないとしても、他のアカウントを使用することはできるため、その気があれば今後とも同様の侵害行為を繰り返すことができるので、いわゆるスリーストライク法は、実効性が乏しいのではないかと、との疑問もないではない¹⁸。

しかしながら、このような内容に留まるとしても、いわゆるスリーストライク法は、インターネットにおける模倣品・海賊版のアップロード・ダウンロード、ファイル交換その他の流通、オークション出品その他の販売の申出等の侵害行為について、直接的ないし第一次的な侵害者であるユーザーそれ自体に対し、当該侵害行為に基づく相応の義務ないし責任を新たに負わせた、という点それ自体になお積極的意義を見いだせる。

また、このような内容に留まるとしても、いわゆるスリーストライク法は、例えばインターネットにおけるファイル共有ソフトによる海賊版の流通に対し実務において近時開始されている権利者（団体）の要請に基づくISPからの警告メールによる侵害者に対する注意喚起のような、民間による自主的な対策について、伝家の宝刀として、その実効性を高める効果を奏することも期待され得る。

¹⁶ 井奈波朋子「ヨーロッパにおける接続切断の動き」（平成21年12月5日）

¹⁷ 「専ら侵害の行為に供された器械若しくは器具の廃棄その他の侵害の…予防に必要な措置を請求することができる。」（著作権法112条2項）、「侵害の行為に供した設備の除却その他の侵害の予防に必要な行為を請求することができる」（商標法36条2項）等

¹⁸ 井奈波朋子「ヨーロッパにおける接続切断の動き」（平成21年12月5日）

さらに、このような内容に留まるとしても、いわゆるスリーストライク法が我が国において採用された、という事実それ自体が、国民への十分な周知と相俟って、多数の一般的な侵害者に対しては、相応の一般予防効果を発揮することも期待され得る。

特に、プロバイダ責任制限法所定のISPの免責要件の見直しの可否との関係において、ユーザーによる権利者の知的財産の被疑侵害事案について、権利者又はユーザーに対する損害賠償責任の制限を受けるための前提条件として、ISPに対し、①ユーザーの氏名・住所等の確認及び当該情報の保存を徹底すること、②スリーストライクでユーザーのインターネット・アカウントを一定期間停止し、当該期間中は当該ユーザーに他のインターネット・アカウントを与えないこと等を含む知的財産保護方針を採用すること、③当該知的財産保護方針をユーザーに告知すること、④当該知的財産保護方針を遵守すること、等を要求することとすれば、権利者の要請に基づくISPによる侵害者のアカウントの停止がより実効性を有することになるものと期待され得る。

以上に述べたとおり、例えば、インターネットにおいてユーザーが模倣品・海賊版の違法利用等を反復する場合に、侵害行為に用い、且つ今後とも用いるおそれがあるアカウントを一定期間使用できなくし、争いがあれば裁判所により審理判断され得るようにする、というような内容としての、いわゆるスリーストライク法は、国際動向に依じて、我が国においても、インターネットにおける模倣品・海賊版のアップロード・ダウンロード、ファイル交換その他の流通、オークション出品その他の販売の申出等の問題に対する制度改正による抜本的な対策に係る一つの有望な手段として、十分に検討に値すると考えられる。

(4) 具体的な検討事項

具体的には、インターネットにおいてユーザーが模倣品・海賊版の違法利用等を反復する場合に、侵害行為に用い、且つ今後とも用いるおそれがあるアカウントを一定期間使用できなくし、争いがあれば裁判所により審理判断され得るようにする、という内容のスリーストライク制度を、プロバイダ責任制限法・著作権法等の改正により、プロバイダの免責のための要件（いわゆるセーフハーバーのための前提条件の一つとする場合も含める）、著作権者等によるプロバイダ・侵害者に対する民事上の請求権、著作権等侵害罪の付加刑等として、早期に立法化することを検討すべきである。

また、プロバイダ責任制限法・著作権法等の改正により、著作権者等又はプロバイダの要請に基づき著作権等侵害性等を簡易迅速に判定する中立的かつ専門的な第三者機関を設置し、同機関の判定に基づくスリーストライク制度の（不）適用に関しユーザー又は著作権者等に対する著作権者等又はプロバイダの責任を制限する仕組みを創設することの可否について早期に検討すべきである。

第4 「録音録画以外の著作権等侵害コンテンツの故意の私的ダウンロードの規制」について

1. 提言

- (1) 文化庁において早急に著作権法の改正の要否に関する検討を再開すべきである。
- (2) 特にゲームソフトその他のコンピュータ・プログラム、電子出版物等については、早期に著作権法の改正により著作権等侵害コンテンツの故意の私的ダウンロードの規制の対象として立法化することを検討すべきである。

2. 理由

著作権法改正（平 21 年法 53 号）により、権利者が安心して著作物を提供でき、利益を確保できる環境を確保するため、違法な著作物のグローバルな流通を阻止すべく、特に、私的使用目的の複製のうち、著作権を侵害する自動公衆送信を受信して行うデジタル方式の録音又は録画を、その事実を知らずに行う場合には、複製権が及ぶものとされた（著作権法 30 条 1 項 3 号）。同改正の際の法制問題小委員会における検討結果としては、録音録画以外でも、コンピュータ・プログラム、特にゲームソフトについては、正規ビジネスへの影響の程度等を検討した上で、同様の措置を講ずる必要があるものとされていた¹⁹。また、その後、例えば電子出版物についても、正規のコンテンツ・プラットフォーム・サービス等が普及し始めてきた反面、海賊版のグローバルな流通も増大してきた。そこで、インターネットにおいて、著作物等の利用等に関連する新たな技術及びビジネスの開発及びグローバルな展開を著作権等の保護と著作物等の利用等の調和の下で促進するとともに、グローバルな模倣品・海賊版対策を強化及び徹底する、という観点から、特にゲームソフトその他のコンピュータ・プログラム、電子出版物等については、著作権法の改正により早期に同様の措置を講ずることができるよう検討すべきである。

以 上

¹⁹ 文化審議会著作権分科会報告書（平成 21 年 1 月）114 頁